

## 電子的診療情報連携体制整備加算に伴う掲示について

1. オンライン請求を行っています。
2. オンライン資格確認を行う体制を有しています。
3. 電子資格確認を利用して取得した診療情報を閲覧または、活用できる体制を有しています。
4. 電子処方箋の発行について行う体制を有しています。
5. 電子カルテ情報共有サービスの活用体制については現在整備中です。
6. マイナンバーカードの健康保険証利用について、患者様へのご案内やポスター掲示を行っています。
7. 電子的診療情報連携体制整備に関する事項及び質の高い医療を実施するための十分な情報を取得し及び活用して診療を行うことについて、当該保険医療機関の見やすい場所及びホームページ等に掲載しています。
8. 当院では医療の透明性や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を発行しております。

● 初診：電子的診療情報連携体制整備加算 1 →15 点（月 1 回）

● 再診：電子的診療情報連携体制整備加算 →2 点（月 1 回）

上記加算されます。ご理解のほどよろしくお願いたします。

